

こ発第1040号

令和3年1月7日

指定障がい児支援事業所 管理者 各位

福岡市こども未来局こども発達支援課長
(事業所指定・指導担当)

障がい児通所・入所支援における業務継続ガイドライン等について（通知）

日頃より、本市障がい児福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

障がい福祉サービスは、障がい児その家族等の生活に欠かせないものであり、感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、今般、その策定を支援するため、厚生労働省より障がい福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等がとりまとめられたところであるので、周知いたします。

- 障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について(厚生労働省通知)
- 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（ひな形）

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

問い合わせ先

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市こども未来局こども部こども発達支援課

事業所指導・指定係 担当 坂田, 長谷川, 立花

TEL092-711-4987 FAX092-733-5534